

議案第 5 0 号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 2 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「1 2, 5 0 0 円」を「1 2, 9 0 0 円」に、「1 3, 3 5 0 円」を「1 3, 7 0 0 円」に、「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に、「1 0, 8 0 0 円」を「1 1, 3 0 0 円」に、「1 1, 6 5 0 円」を「1 2, 1 0 0 円」に、「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に、「9, 9 5 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係

る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務災害補償について、補償の額の算定の基礎となる補償基礎額の引上げ等を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。